

議案第44号

武藏野市旅館業者の責務等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武藏野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例（平成30年12月武蔵野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p><u>武蔵野市旅館業者</u> <u>の責務等に関する</u> <u>条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、旅館業者が、観光の振興及び商店街の活性化に資する一方、その施設の周辺における良好な生活環境を害するおそれがあることに鑑み、<u>旅館業者</u>の責務等を定めることにより、公衆衛生及び市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p>	<p><u>武蔵野市旅館業者</u> <u>等の責務等に関する</u> <u>条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、旅館業者が、観光の振興及び商店街の活性化に資する一方、その施設の周辺における良好な生活環境を害するおそれがあることに鑑み、<u>武蔵野市環境浄化に関する条例</u>（昭和58年10月武蔵野市条例第29号）の理念に基づき、<u>旅館業者等</u>の責務等を定めることにより、公衆衛生及び市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p>	題名の改正 字句の改正
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 建築主 その全部又は一</p>	号の追加

	<p><u>部を対象施設として使用する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。第6号において同じ。）の建築等をしようとする同法第2条第16号に規定する建築主をいう。</u></p> <p>(4) <u>旅館業者等 旅館業者及び建築主をいう。</u></p> <p>(5) <u>対象施設 旅館業を営む施設をいう。</u></p> <p>(6) <u>建築等 次に掲げるものをいう。</u></p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築</p> <p>イ 建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。ウにおいて同じ。）の主要構造部（同条第5号に規定する主要構造部をいう。）の一種以上について行う修繕又は模様替</p> <p>又は模様替</p> <p>ウ 用途の変更（建築物の用途を変更して旅館業の施設（以下「対象施設」という。）の用途に供する建築物にすることをいう。）</p> <p>(4) 審議会 武藏野市環境浄化に関する条例（昭和58年10月武藏野市条例第29号）第8条第1項に規定する武藏野市環境浄化審議会をい</p>	
		号の追加
		号の追加
		号の繰下げ
	<p>ア 建築基準法第2条第13号に規定する建築</p> <p>イ 建築物の主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）の一種以上について行う修繕又は模様替</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p>
	<p>ウ 建築基準法第87条に規定する用途の変更（建築物の用途を変更してその全部又は一部を対象施設として使用する場合に限る。）</p> <p>(7) 審議会 武藏野市環境浄化に関する条例第8条第1項に規定する武藏野市環境浄化審議会をいう。</p>	<p>ウの改正</p> <p>号の繰下げ</p> <p>字句の削除</p>

<p>う。</p> <p>(責務)</p> <p>第3条 旅館業者は、対象施設の建築等又は当該営業により、市民が安全で安心して暮らせる生活環境を害することができないよう配慮しなければならない。</p> <p>(市長との協議)</p> <p>第4条 旅館業者は、次の各号に掲げる日までに、当該各号に定める事項について市長と協議するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 対象施設の建築等の着工の日 当該建築等及び当該営業に関する事項</p> <p>(2) 当該営業の開始の日 当該営業に関する事項</p> <p>(対象施設の建築等又は当該</p>	<p>(責務)</p> <p>第3条 旅館業者等は、当該建築等又は当該営業により、市民が安全で安心して暮らせる生活環境を害することができないよう配慮しなければならない。</p> <p>(市長との協議)</p> <p>第4条 旅館業者等は、次の各号に掲げる日までに、当該各号に定める事項について市長と協議を開始するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 開発事業（武藏野市まちづくり条例（平成20年9月武藏野市条例第39号）第2条第1項第7号に規定する開発事業をいう。以下この条において同じ。）にあっては同条例第41条第1項の規定により標識を設置する日、開発事業以外の建築等にあっては同条例第28条第1項に規定する事前調整を行う日 当該建築等及び当該営業に関する事項</p> <p>(2) 建築等を行わないものにあっては、法第3条第1項の許可の申請（以下「許可申請」という。）の日 当該営業に関する事項</p> <p>(対象施設の建築等又は当該</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>号の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	--	--

営業にあたっての必要な措置)	営業にあたっての必要な措置)	
第5条 旅館業者は、対象施設の建築等又は当該営業にあたり、次に掲げる措置を講じなければならない。	第5条 旅館業者等は、対象施設の建築等又は当該営業にあたり、次に掲げる措置を講じなければならない。	字句の改正
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 対象施設の屋外の装飾及び広告物について、周辺の環境と調和させるよう努めること。	(2) 対象施設の屋外の装飾、広告物及び外観について、市長が別に定める基準により周辺の環境と調和させるよう努めること。	字句の改正
(標識の掲出等)	(標識の掲出等)	
第6条 旅館業者は、対象施設の周辺の住民等に対し、当該対象施設の建築等及び当該営業に係る計画の周知を図るために、次に掲げる日の翌日から起算して30日間、当該対象施設の出入口その他の公衆の見やすい場所に標識の掲出等をするよう努めるものとする。	第6条 旅館業者等は、対象施設の周辺の住民等に対し、当該対象施設の建築等及び当該営業に係る計画の周知を図るために、次に掲げる日までに、当該対象施設の出入口その他の公衆の見やすい場所に標識の掲出等をするよう努めるものとする。	字句の改正
(1) 対象施設の建築等の着工の日	(1) 対象施設の建築等に着工しようとする日の31日前	字句の改正
(2) 法第3条第1項の許可の申請（以下「許可申請」という。）の日	(2) 許可申請の日	字句の改正
2 前項の掲出等は、当該掲出等を始めた日の翌日から起算して30日間行うものとする。		項の追加
(説明会の開催等)	(説明会の開催等)	
第7条 旅館業者は、対象施設の建築等又は当該営業にあたり、当該対象施設の周辺の住	第7条 旅館業者等は、対象施設の建築等又は当該営業にあたり、当該対象施設の周辺の	字句の改正

<p>民等との紛争が生じないよう、<u>前条</u>に規定する掲出等の期間中に、当該対象施設の敷地（その用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートルの区域内に存する住民等に対し、説明会の開催等をするよう努めるものとする。</p>	<p>住民等との紛争が生じないよう、<u>対象施設の建築等にあたっては前条第1項第1号に規定する掲出等の期間中に、対象施設の当該営業にあたっては同項第2号に規定する掲出等の期間中に、当該対象施設の敷地（その用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートルの区域内に存する住民等に対し、説明会の開催等をするよう努めるものとする。</u></p>	<p>字句の改正 字句の追加</p>
<p>(指導及び勧告)</p> <p>第8条 市長は、<u>旅館業者</u>がこの条例の規定を遵守していないと認めるときは、当該<u>旅館業者</u>に対し、当該規定を遵守するよう必要な指導又は勧告をすることができる。</p>	<p>(指導及び勧告)</p> <p>第8条 市長は、<u>旅館業者等</u>がこの条例の規定を遵守していないと認めるときは、当該<u>旅館業者等</u>に対し、当該規定を遵守するよう必要な指導又は勧告をすることができる。</p>	<p>字句の改正 字句の改正</p>
2 (略)	2 (略)	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(武藏野市環境浄化に関する条例の一部改正)

2 武藏野市環境浄化に関する条例（昭和58年10月武藏野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(環境浄化審議会)	(環境浄化審議会)	
第8条 (略)	第8条 (略)	
2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。	2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。	

(1) (略)	(1) (略)	
(2) <u>武藏野市旅館業者の責務等に関する条例</u> （平成30年12月武藏野市条例第36号）第8条第1項の規定による勧告に関する事項	(2) <u>武藏野市旅館業者等の責務等に関する条例</u> （平成30年12月武藏野市条例第36号）第8条第1項の規定による勧告に関する事項	字句の改正
(3)及び(4) (略)	(3)及び(4) (略)	
3及び4 (略)	3及び4 (略)	

(提案理由)

対象施設の建築等又は当該営業にあたっての必要な措置を追加するほか、所要の改正をするものである。